

# 「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正について

令和2年12月  
自動車局  
審査・リコール課

## 1. 改正の背景

今般、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の改正等に伴い、以下に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正します。

- ・「装置型式指定実施要領について（依命通達）」（以下「装置型式指定実施要領」）  
（平成10年11月12日付自技第215号、自審第1253号、自環第222号）
- ・「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（以下「認証実施要領」）  
（平成10年11月12日付自審第1252号）
- ・「共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）」以下「共通構造部型式指定実施要領」（平成28年6月30日付国自審第534号）
- ・「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（以下「多仕様自動車型式指定実施要領」）（平成28年6月30日付国自審第535号）
- ・「輸入自動車特別取扱制度について」（平成10年11月12日付自審第1255号）
- ・「自動車の特定改造等の許可実施要領について（依命通達）」（令和2年8月5日国自審第738号）（以下「特定改造等許可実施要領」）

## 2. 改正の概要

- ・ 装置型式指定実施要領の一部改正
  - （1）以下の装置が装置型式指定の対象となるのに伴い、当該装置に係る装置型式指定基準を追加し、協定規則各号を直接引用します。
    - 「後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置」（協定規則第153号）
    - 「サイバーセキュリティシステム」（協定規則第155号）
    - 「プログラム等改変システム」（協定規則第156号）
    - 「自動運行装置」（協定規則第157号）
  - （2）以下の協定規則の改訂に伴い、装置型式指定基準において直接引用している協定規則番号の改正を行います。
    - 「二輪自動車等の制動装置」に係る協定規則（第78号）
    - 「自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置」に係る協定規則（第95号）
- ・ 「特定改造等許可実施要領」について、重大な変更の取扱要領において協定規則の発効に伴い協定規則を直接引用することとし、省令の改正に伴う所用の改正を行います。
- ・ 「認証実施要領」、「共通構造部型式指定実施要領」、「多仕様自動車型式指定実施要領」

並びに「輸入自動車特別取扱制度について」の申請書等提出要領について、構造・装置の概要説明書に記載する内容を追加します。

- ・ その他所要の改正を行います。

### 3. スケジュール

公布：令和2年12月25日

施行：令和3年1月22日（装置型式指定実施要領（2）については令和3年1月3日）